

## 伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

---

1 改正理由

東日本旅客鉄道株式会社の委員職名の変更等に伴い、第3条別表を変更する。

2 改正の内容

別添新旧対照表

3 改正の適用時期

本議案を議決した日

4 改正手続の根拠規定

規約第15条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和4年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別添

改正前

(略)		
別表（第3条関係）		
区分	構成	委員
(略)		
活性化再生法第6条第2項 第2号の委員	(略)	
	伊豆箱根鉄道株式会社	(略)
	東日本旅客鉄道株式会社	総務部担当部長
	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	(略)
活性化再生法第6条第2項 第3号の委員	(略)	
	静岡県警下田警察署	(略)
	静岡県下田土木事務所	次長兼企画検査課長
	静岡県熱海土木事務所	次長兼企画検査課長
	静岡県沼津土木事務所	次長
	中部地方整備局沼津河川国道事務所	計画課長
	中部運輸局静岡運輸支局	(略)
(略)		

改正後

(略)		
別表（第3条関係）		
区分	構成	委員
(略)		
活性化再生法第6条第2項 第2号の委員	(略)	
	伊豆箱根鉄道株式会社	(略)
	東日本旅客鉄道株式会社	企画総務部企画部長
	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	(略)
	静岡県下田土木事務所	次長兼企画検査課長
	静岡県熱海土木事務所	次長兼企画検査課長
活性化再生法第6条第2項 第3号の委員	静岡県沼津土木事務所	次長
	中部地方整備局沼津河川国道事務所	計画課長
	(略)	
	静岡県警下田警察署	(略)
	中部運輸局静岡運輸支局	(略)
(略)		

附則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。